

## 政策Ⅱ-2-(1)-③

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	貸金業者に対する的確な監督
16年度重点施策	① 登録審査の的確な実施 ② 関係機関・団体との緊密な連携
参考指標	① 登録状況（新規登録件数） ② 苦情・相談受付状況（件数）

### 2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
重点目標	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

貸金業者の登録審査を強化するとともに、相談・苦情の受付体制を充実・強化し、財務局、都道府県及び警察当局等の関係機関・団体との連携を強化すること等により、貸金業者に対する適切な指導・監督の実施を通じて、資金需要者を保護し悪質な金融業者を排除することを内容としています。

### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

#### (1) 悪質・違法な貸金業者の排除について

当局としては、登録審査等の一層の強化と違反者への厳正な処分、関係機関・団体との連携、適切な情報提供などの措置を講じてきました。貸金業者の登録内容を検索できるサービスについては、月平均で約4万件のアクセスがあるなど活発な利用状況がうかがわれ、登録貸金業者か否かの確認等が行われることにより、ヤミ金融業者との取引抑制・防止に役立っているものと推定されます。

近年の業者の新規登録件数は減少しています。それとともに、苦情・相談件数も減少がみられ、資金需要者の保護、悪質な業者の排除について成果が上がりつつある状況がうかがわれます。

#### (2) 事務ガイドラインの改正等について

違法年金担保融資対策法や個人情報保護法の施行等に対応し、また、貸金業規制法の遵守の徹底のため、説明責任の強化にかかる事務ガイドラインの改正等を行い、説明責任を果たすための態勢整備を強く求めました。これらの取組みは利

用者保護ルールの整備・徹底や業者のガバナンスの向上に資するものと考えています。

## **5. 今後の課題**

苦情・相談件数について、減少傾向がみられるものの、依然として多数にのぼり、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これらに対応するため、登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。